

地域密着型サービス運営推進会議報告書兼議事要旨

平成18年3月14日厚生労働省令第34号第85条1項及び2項の規定に基づき、平成18年10月22日運営推進会議を設置し、同日開催したので、その記録を作成し、これを公表します。

平成18年10月24日
千葉県茂原市大芝461番地3
株式会社 相生
代表取締役 筒井将之

事業主体及び組織の概要

(介護保険事業所番号)

1275900213

(施設種類及び名称)

グループホーム ゆうなぎ九十九里

管理者兼計画作成担当者兼ホーム長 渡部 月美

※ホーム長は当社職制

(事業主体)

〒297-0033

(本店所在地) 千葉県茂原市大芝461番地3

(商号) 株式会社相生 (かぶしきがいしやそうせい)

(代表者) 代表取締役 筒井将之

電話0475(22)4607 FAX0475(22)4653

(所在地)

〒283-0102

千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及びユニット数と利用定員)

平成17年10月1日 1ユニット・利用定員9人

(グループホームの併設施設)

ケアステーションつむぎ(居宅支援事業・訪問介護)

※ゆうなぎ九十九里と、ケアステーションつむぎは、事業主体の介護事業部門に属し、介護事業部門を統括する職として、所長を置き、その任に次の者が当たっている。

専務取締役所長兼ケアステーションつむぎ介護支援専門員 小川 功一

運営推進会議の概要

日 時：平成18年10月22日 13時から14時

会 場：当ホームのリビングダイニングにて

出席者：構成員（後述）

当ホーム 代表取締役社長	筒井 将之
介護事業部門所長 専務取締役	小川 功一
管理者兼計画作成担当者兼ホーム長	渡部 月美
主任（当社職制）	江澤 ひとみ

議事要旨

1. 当ホームについて、ホーム長の渡部が次のとおりに説明した。

- (1) 当ホームの理念（資料）
- (2) 当社が考えるグループホームの定義（当社入居者募集パンフレットから引用）
- (3) その定義における、当ホームの運営の実情
- (4) 情報提供項目の提示とその説明

「厚生労働省：痴呆症高齢者グループホームの適正な普及について（平成13年3月12日老計発第13号老健局計画課長通知）」別添2に掲げる「痴呆症高齢者グループホームに係る情報提供の項目」書式（現：認知症高齢者グループホームに係る情報提供の項目）を記載し、提示。

- (5) 運営推進会議設置と開催の趣旨の説明
- (6) 会議構成委員の紹介（構成委員の発議による）

利用者代表	1名（出席した利用者家族の母）
利用者家族	2名（利用者代表の子と配偶者）
地域住民代表	2名（地元選出町議会議員、地元自治組織役員）
地域住民	1名（近隣住民）
有識者	2名（民生委員）
町当局職員	2名（健康福祉課）

(7) この1年について

本日現在から遡ること、概ね6ヶ月間、利用者の異動（入所、退所）はない。行事等は、毎月、かわら版という通信誌を発行し、利用者家族に送付している。かわら版は写真の掲載が多く、生き生きとした利用者の姿を紙面に反映できていると思う。職員も安定して業務に従事している。現場の具体的な事例等については、現場を担う主任の江澤が説明する。

2. 当ホーム開設から1年を振り返り、江澤主任が、次のとおりに説明し、報告した。

- (1) 利用者は、拒否、帰宅願望等があるので、顔なじみになることを先ずは心がけた。
- (2) 故に、精神ケアを心がけた。

- (3) 生活歴を鑑みたケアを考え、実行した。
- (4) 職員と利用者間で円滑にコミュニケーションが取れるようになるのに、半年から1年を要した。同様に、利用者間も馴染んだ。
- (5) 何人かの利用者は、起床時に「今日は何をしてくれるのか」、「今日は何をすればよいのか」、或いは「私はこうしたい」という意見表明があるなど、進んで協力を申し出てくれるようになった。
- (6) 利用者の意向全てを充足することは難しいが、極力、その意向を尊重し、また、個々の利用者から申し出のあった事案については、その申し出のあった利用者に行ってもらおうようにしている。
- (7) また、逆に、集団生活であることを鑑み、「このようなものはどう？」と職員から利用者に提案し、賛同が得られれば、利用者に行ってもらおうようにしている。
- (8) 個々の利用者ひとりでは為し得ないようなことでも、利用者みんなでやればできるようなことは、それが生きがいに足り得るように誘導するように心がけている。
- (9) ここ数ヶ月間は、特に、外出について利用者の皆さんが喜んでくれている。ここでいう外出とは、車両を用い、外出することである。

3. 利用者の具体的な事例について、江澤主任が次のとおりに説明し、報告した。また、当ホームの今後について語った。

事例) 夕刻になると、なかなか帰宅願望を起因とすると思われる行動はしやすい。その中でも、生活歴によっては、「夕方になったので、洗濯物を取り込まなければならないの」とか、「夕方になったので、夫や家族の食事の仕度をしなければならぬ」というようなことを、毎日繰り返す利用者もいる。

対応) このようなときに、「娘さんがちゃんとお食事を作っていますよ」と、言葉がけひとつで少し安心して、ゆったりと落ち着かれて、その後を過ごされる方がいる。

当ホームの今後) これからのゆうなぎは、利用者にはけががなく、残っている能力を生かしてお手伝いをさせて頂きたく、頑張っていきたい。故に、地域の方々のご協力を得たい。

4. この1年間の、当ホームにおける、地域に開放された行事等を含め、かわら版に掲載されている行事や、地域との連携、交流について渡部が説明し、報告した。

- (1) クリスマス会・・・本日出席の地域住民（近隣住民）の方が参加された。
- (2) 納涼会
 - ① 近隣に声がけし、参加を促した。本日出席の地域住民（近隣住民）の方、

本日出席の有識者の方をはじめとして、多数の参加があった（当日は開放であった）。

- ② 当日は、食券を販売し、利用者には購買行動等の社会性を想起させ、会に参加した利用者家族や、近隣住民の方の飲食に供した。
- ③ 当日は、フリーマーケット等を開催し、これに出品する物を、利用者が生きがいをもって製作することができた。
- ④ 地域住民の方が、所内を内覧することが可能であった納涼会は、当ホームへの理解の一助になればと思う。

(3) 敬老会・・・ボランティアの来所を招請し、寸劇、歌、踊りなど、レクリエーションになった。

(4) グランドゴルフ・・・利用者全員が歩行可能なので、喜んでもらえている。

地域との交わりについては、入居者が認知症であることから、見知らぬ人、即ち利用者からすると他人と映る人が来所されると、拒否や不穏になる。故に、徐々に交流を図ろうと常々思案しているところである。

昨年、開設翌日が、当ホーム前面の町道側溝清掃であった。思えば、それが地域との連携と交流の端緒であったと理解している。利用者も一緒にこの作業に当たることができてよかった。数年に一度の蓋を開けての側溝清掃で、大掛かりなものであったこともよかったと考えている。

5. 運営推進会議の趣旨について、代表者の筒井と渡部が、次のとおりに補足した。

厚生労働省の運営推進会議の考え方に対する解釈論

- ① 会議を構成する委員の想定・・・地域住民の代表の想定は、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表者
- ② 会議の目的・・・会議を通じた地域との連携は、事業者の抱え込み、サービスの質の確保を目的としており、その実質的な解釈としては、見えない介護を防止すること、即ち、認知症の人は声を出すことができないので、みんな（近隣住民）がいつでも入ってこられることによって、介護事業者が見られているということ意識することにあるのではないか。
- ③ 介護の負の部分の洗い出す・・・例として、東京都の特別養護老人ホームにおいて、介護従業者が利用者に対して尊厳を踏みにじる発言の事実があった。
- ④ 地域の目を、施設に、介護事業者に向けさせる・・・地域との連携と解されることであるならば、何を議論してもよいのではないか。
- ⑤ 委員に何でも忌憚なく発言し、議論していただくことによって、また、指摘され

ることによって、当ホームとして思いもしなかった課題等を見出すことが可能になる。

- ⑥ 見出された課題を解決することによって、当ホームの利用者の利益になり、当ホームの職員の資質向上に資すると考えられる。

当職（筒井）の居住地において所属する消防団活動において経験したことであるが、茂原市の施設入居者が行方不明となったことがあった。その際、この入居者の顔写真等がなく、検索に支障があった。ホーム長、所長の意見の是非は別として、当ホームの利用者の顔写真を付した身上書を作成し、地元の然るべき所に届け出、或いは備え付けるのも、地域との連携のひとつとして想定し得るものではあるまいか。

地域が目線で、「ゆうなぎ、実際のところ、これはどうなのだ？」と、議論していただければと思う。

6. 自由な議論

利用者家族) 利用者の家族としては、地域との連携については、なかなか想起できないが、新聞等の求人広告等を見ると、グループホーム等の人材は非常に流動的なのかと思える。それは、都度、同一の施設が求人広告を掲載しているからだ。しかし、ゆうなぎは、いつ訪ねても同じ職員の顔で安心である。母も、多少、わがままを言っているであろうなと思っており、感謝している。

渡部) わがままも、その人の過去であるし、生活歴からすれば、当然。9人の集団生活の中で、全てを受容することは困難であるが、可能な限りの受容はしている。

地域住民代表) 自身の経験から、介護の困難さ・・・、援助の度合い、本人の意思を尊重して、できる限り自由にさせるところが困難ではないか。何でも世話をして、それが当たり前になっては、ますます援助の度合いが深まるだろう。

物事を弁える能力が衰えている以上、河川等の事故も可能性としてあるだろう。しかし、地域住民が、当該施設の入居者の誰かが、単独で外に出ることもあると知っていれば、また、あの人は当該施設の入居者だということを知っていること、そのことが地域との連携と言えるのではないか。

これは、お互いのことである。我々も年月を経れば、そういうことになる。普段から、お互いが出入りできるような運営をしていただければと思う。

地域住民) 孫が小学校5年生。度々、ゆうなぎを訪ねている。色々な話をして、利用者の

方に喜んでもらっているようだ。

地域住民代表) グループ名の書かれた名札、個人の名札の着用はどうか。行方不明時に有効ではないか。名札の着用は、当該施設の入居者の判別に有効ではないか。かわら版を見ると、外出(車を使用)する時は着用しているようだが、普段からどうか。

地域住民) 当家にも祖母がいたが、(名札)縫い付けていた。

地域住民代表) 出て行ったとか、そういうのは回数的にはどうか。

渡部) そんなにはない。

地域住民) ほとんど目が届いているので、ちょっと出れば直ぐに職員が飛んでくる。

渡部) 認知症ではあるが、自尊心があつて、そこをいかに扱っていくか。入居者は年長者でもあるし、私達が「何をやっているの?」と聞けば、気に召さないこともある。そのところをどう扱うか。非常に繊細な問題だ。当ホームにおいては、入居者に姓名を聞けば、ほぼ全員名乗ることができる。(行方不明の場合、搜索従事者が本人に尋ね)名前で判断するしかないかなど。場所(住所・居所)を尋ねると、皆さん(利用者)、昔に住んでいた場所を言う。その場所とは、様々である。ここに来る前の前であったり、結婚した頃であったり、若かりし頃であったりと。名札の着用は常々考えるところではあるが、利用者の抵抗感はかなりある。そんな、子供ではないのだからと。そこを、いかに理解していくか、理解してもらえるか、利用者の自尊心を傷つけないでやるか、私達が非常に苦悩しているところである。例えば、ある利用者の女性は、名前を尋ねると、結婚前の姓名を名乗ってしまう。

地域住民) 「ここはゆうなぎだよな」と、出てくるおじいちゃんと言える。

地域住民代表) 誰がつけたか(ゆうなぎ)、良い名称である。

町当局職員) 基本的に、買い物とか、近所のセブンイレブンとか、ひとりで自由に行けるのか。

渡部) 職員が同伴、同行する。スーパーとか、利用者、職員のみで行っている。

江澤) ペットボトルを捨てに行くときは、ひとりで行かせることがある。ちゃんと歩ける

ことができ、場所も分かっている利用者の場合だ。その場合には職員は見守っている。裏から行って、後ろからはついていけないが、見守っていて、車が来て危険が予測される時には、走って駆け寄る。自分でやりたいという利用者には、極力、利用者本人にやってもらうようにしている。

渡部) 本当に、影のようについている。

地域住民代表) 一番大事なことである。

江澤) ついていってないようで、「大丈夫だよな？」と、声をかけ、干渉し過ぎないようにして、ひとりのできるように誘導する。

渡部) ペットボトルの捨て場所は、ここから(当ホーム)から見えるので、声をかけながら、誘導したりしている。スーパー等に行き、自分の買いたい物を買うのは、日常のことなので、自分で選んで買い物をしてもらっている。

いかに、居るようで居ない、居ないようで居る、距離感を図ることが大変だと思っている。個々の利用者、好みが違うので、それを把握するのに1年かかったかなと……。理髪店に散髪をお願いして、終わると理容師の方と会話して待っていると……。

地域住民) 会話して待っているときは普通。散歩に行くときも、いってらっしゃい、おかげさまでと声かけしている。

地域住民代表) 行政をお願いして、今日は、行政も出席しているが、前面町道の両側に、この先に介護施設あり等の標識の設置の必要性はないのか。

筒井) では、ご出席の町当局の方をお願いして……。

地域住民代表) ここはカーブになっているので、横断が怖くないか。

渡部) 日常的に散歩に行っているんで、危険は感じている。

地域住民代表) 交通関係はどうなのか。

町当局職員) 飛び出し注意の看板はあるが、施設ありと注意喚起する物があるかどうかは、確認が取れない。

地域住民代表) 地域の人々は、ここに当該施設があるのが分かるが、他地域、他市町村から来る人には分からないから、1枚でも2枚でもあれば、注意喚起できて、交通安全に資する。ないよりも、あった方がいい。行政に相談してみるとよい。我々も他市町村に行った時に、斯様な看板があればこそ注意喚起される。一番怖いのは、ひとり歩きの時に、交通事故の可能性。

有識者) ここは、防災無線はあるのか。

渡部) ある。

地域住民代表) なければ、だめだ。

有識者) 明日(22日)、婦人会(町)で敬老会を、サンライズ九十九里でやると、防災無線で広報されているが。

渡部・江澤) 喜んで参加させていただく。

地域住民) 婦人会(地元自治組織)に、ゆうなぎで催し物があるときには声をかけてくれと言われている。踊り等が披露できる。しかしながら、他人との関わり合いが困難な面があると聞いていたので、なかなか言い出しづらかった。

渡部) 顔見知りになると、他人ではなくなるので、大丈夫。

江澤) (利用者が)理髪店の回転灯を見ると、行かなければという気にもなるし、犬を見ると行かなければという気になるようだ。

地域住民代表) 昨年3月の、開設を前にした近隣説明会でも要望したが、町在住の利用者の入居状況はどうか。地域密着型サービスと聞いているが、地元の利用者の入居があれば、当然にその家族も地元になるから、地域との連携により資するのは間違いないのではないか。介護保険財政は、地元の住民が負担しているものでもあるし、町在住の利用者の入居について、特段の配慮を願いたい。

渡部) 4月1日の介護保険法改正で、町在住の方が利用できることとなっている。その日以前の利用者の場合はそうではない。町在住ではない場合の利用者の入居の場合には、その利用者の在住市町村(保険者)の同意を要する。当然に、ご指摘のとおりに進めて参りたい。現在、町在住の入居待機の方が、1名おられる。

渡部) 定刻になったので、会議を了したい。厚生労働省により(省令第34号第85条2項)、概ね2ヶ月に1回の開催であるが、12月開催ともなると、年末で諸事多忙であることは想像に難くないので、年明け1月の開催はいかがか。

委員) 了解。

渡部) 今日の議事録を纏め、後日各委員にお送りする。なお、配布したかわら版は、利用者個人が特定されうる写真が掲載してあるので、取扱いに留意されたい。

以上、議事終了。

本件のお問合せ先
グループホームゆうなぎ九十九里
管理者兼ホーム長 渡部 月美
電話 0475-70-7333